明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○地域再生法第二十条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**内閣府**二〇七～二一二）　一
○日本国に帰化を許可する件（**法務**二九三）　二
○保安林の指定をする件（**農林水産**一一一八～一一三三）　三
○地すべり防止区域を追加指定する件（**同**一一三四）　六
○電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の廃止の届出があった件（**経済産業**一二九）
○電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の名称の変更届出があった件（**同**一三〇）
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（**特許庁**一三）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**六〇五）
○直轄砂防工事を施行する件（**同**六〇六、六〇七）
○動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する件（**同**六〇八）
○特定貨物鉄道事業者を定める告示の一部を改正する件（**同**六〇九）
○道路に関する件（**関東地方整備局**二七八）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**中部地方整備局**一〇〇、一〇一）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の事務所の所在地を変更した件（**同**一〇二）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**同**一〇三）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（**四国地方整備局**五六）　六
〔国会事項〕
諸事項　七
〔人事異動〕
内閣　法務省　外務省　防衛省　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
指定保安検査機関の指定に関する公示（九州産業保安監督部）　一〇
労働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
〔資料〕
閣議決定等事項　一〇
平成二十三年三月中国際収支状況（速報）及び平成二十二年度中国際収支状況（速報）（財務省）
〔公告〕
諸事項
官庁
職員の免職処分掲載の取り消し関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
特殊法人等
厚生年金基金清算人変更関係　三
会社その他

告示

○内閣府告示第二百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月二十二日内閣府告示第四百八十三号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十二年十二月二十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第二百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月二十二日内閣府告示第四百八十三号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年一月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　名称　株式会社北國銀行
二　住所　石川県金沢市下堤町一番地

○内閣府告示第二百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月二十二日内閣府告示第四百八十三号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年一月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　名称　北陸信用金庫
二　住所　石川県金沢市玉川町十一番十八号

○内閣府告示第二百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月二十二日内閣府告示第四百八十三号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年一月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　名称　のと共栄信用金庫
二　住所　石川県七尾市桧物町三十五番地